

# 資料 1-2

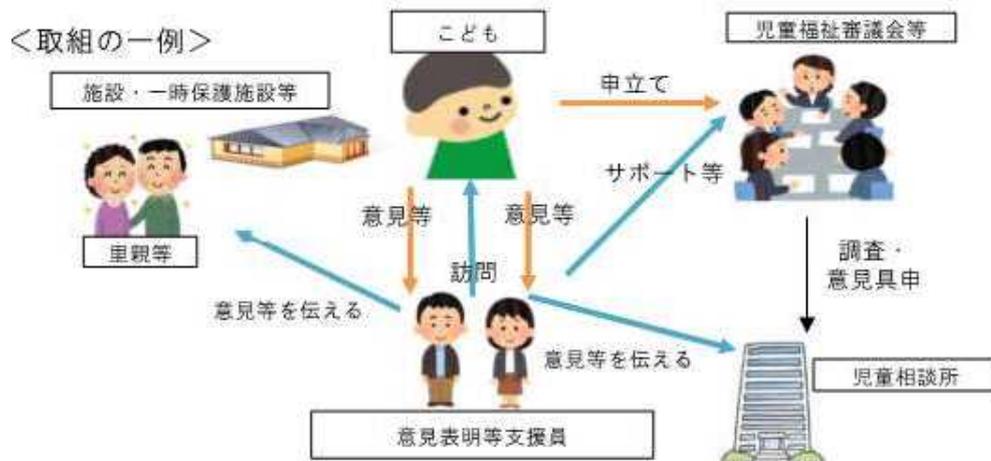
## 児童福祉審議会等を活用したこどもの権利擁護に係る環境整備について

令和4年度改正児童福祉法で、社会的養護のこどもの権利擁護強化を図るため、「こどもの意見表明等支援事業」が創設されるとともに、児童福祉審議会等を活用した「こどもの権利擁護に係る環境整備」が都道府県の業務として規定された。

### 1. 児童福祉審議会等を活用したこどもの権利擁護とは

児童福祉法第8条第2項に基づいて、児童福祉審議会は児童や妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができ、同条第4項に基づいて関係行政機関に意見を具申することができる。この権限を行使してこどもの権利擁護を図るもの。

具体的には、こども本人又はこどもに関わる関係機関が児童福祉審議会に意見を申立て、こどもからの意見聴取や必要な調査等を行った上で児童福祉審議会で審議し、必要な場合には都道府県や児童相談所等の関係機関に意見を具申する。



### ※「こどもの意見表明等支援事業」とは

児童相談所職員以外の第三者（意見表明等支援員）が、措置等の決定や里親や施設、一時保護所の生活等において、こどもの意見・意向等を聴取し、こどもの希望に応じて、関係機関等にこどもが意見表明することを支援したりこどもの意見・意向を代弁する等の必要な支援を行うもの。

### 2. 高知県児童福祉審議会運営規程の改正（案）について

社会的養育部会こども支援専門委員会の調査審議事項に「社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見」を追加する。

今後、児童福祉審議会で審議が想定される事例を検証し、具体的な手続きや運用の仕方について検討していく。